

策定年月日	平成 7 年 3 月 29 日
変更年月日	平成 18 年 8 月 31 日
変更年月日	平成 22 年 6 月 10 日
変更年月日	平成 26 年 9 月 30 日
変更年月日	令和 4 年 3 月 10 日
変更年月日	令和 5 年 9 月 7 日

農業経営基盤の強化の促進に関する 基本的な構想

令和 5 年 9 月
富 士 見 市

目 次

第1	農業経営基盤の強化の促進に関する目標	1
第2	農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標	4
第3	農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の基本的指標	15
第4	第2及び第3に掲げる事項のほか、農業を担う者の確保及び育成に関する事項	15
第5	効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項	16
1	効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標	16
2	その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項	17
第6	農業経営基盤強化促進事業に関する事業	18
1	法第18条第1項の協議の場の設置の方法、法第19条第1項に規定する地域計画の区域の基準その他法第4条第3項第1号に掲げる事業に関する事項	18
2	農地中間管理事業及び農地中間管理機構が行う特例事業に関する事項	19
3	農用地利用改善事業の実施を促進する事業に関する事項	19
4	農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う農作業の実施を促進する事業に関する事項	22
5	その他農業経営基盤の強化を促進するために必要な事業に関する事項	23
第7	その他	24

第1 農業経営基盤の強化の促進に関する目標

- 1 本市は、埼玉県の南東部に位置し、東京都心から30km圏内の距離にあり、地形は比較的平坦で荒川が東部を、新河岸川が中央部、柳瀬川が南部を流れている。

本市の農用地約643haの内、約426haが主に東部地域と南部地域の水田地帯、約217haが主に西部地域の畑作地帯となっている。以前は、米生産を主体とする東部地域の水田農家とほうれん草・かぶ等露地野菜を主体とする西部地域の畑作農家が盛んであったが、近年、経営の拡大・発展を図るため、東部地域の水田農家では施設野菜等の導入が行われている。

今後とも、都市的土地利用との調和を図りながら、生産と消費の場が隣接する立地条件を生かした都市近郊農業を推進するとともに、優良農地の積極的な保全と活用、農業近代化施設等の充実に努める。

さらに耕種を中心に経営規模の拡大を志向する農家と施設野菜等による集約的経営を展開する農家との間で労働力提供、農用地の賃借等においてその役割分担を図りつつ、地域複合としての農業発展を目指すとともに、引き続き農村地域の秩序ある土地利用の確保に努める。

- 2 本市は、首都圏近郊の住宅都市として発展を続けてきたため、西部地域の畑作地帯では不調和な開発が行われ、1戸当たりの平均耕作面積は減少傾向にあり、農業従事者の副業化・高齢化と農業の担い手不足が深刻化している。

水田農家では、農用地の資産的保有傾向が強く、副業的農家から規模拡大農家への農用地の権利移動は、これまで顕著な進展をみないまま推移してきたが、県営ほ場整備事業や農地耕作条件改善事業の実施、機械の更新、相続等による世代交代を機に急速に農用地の権利移動が進む可能性を秘めている。

また、水谷地区の柳瀬川沿いや鶴瀬地区の国道沿いの水田では、低地であるがため、無届による農地改良や一部遊休化した土地が見受けられる状況となっている。

- 3 本市は、このような地域の農業構造の現状及びその見通しの下、農業が職業として選択し得る魅力とやりがいのあるものとなるように、将来（概ね10年後）の農業経営の発展の目標を明らかにし、効率的かつ安定的な農業経営を営む者を育成することとする。

具体的な経営の指標は、本市及び周辺市町において現に成立している優良な農業経営の事例を踏まえつつ、農業経営の発展を目指し農業を主業とする農業者が、地域における他産業従事者並みの生涯所得に相当する年間農業所得（米生産を主体とする水田農家の場合は主たる農業従事者1人あたり300万円程度、それ以外の場合は主たる農業従事者1人あたり560万円程度）及び年間労働時間（主たる農業従事者1人あたり1,800時間程度）の水準を実現できるものとする。また、これらの経営が本市における農業生産の相当部分を担うよう、農業構造を確立していくことを目指す。

4 将来の本市農業を担う若い農業経営者の意向その他農業経営に関する基本的条件を考慮しつつ意欲と能力のある者が農業経営の発展を目指すことができるよう、農業者又は農業に関係する団体が地域農業の振興を図るためにする自主的な努力を助長することを旨として、これを支援する農業経営基盤強化促進事業その他の措置を総合的に実施する。

まず、富士見市地域農業再生協議会担い手育成部会（以下「担い手育成部会」という。）との連携の下、本市農業の将来展望とそれを担う経営体を明確にするための話し合いを進める。さらに、望ましい経営を目指す農業者やその集団及びこれらの周辺農家に対して、担い手育成部会が主体となって営農診断・営農改善方策の提示等を行い、地域の農業者が主体性をもって自らの地域の農業の将来方向について選択判断を行うことができるよう努めるとともに、農業経営改善計画の自主的な作成や相互の連携が図られるよう誘導する。

次に、農業経営の改善による望ましい経営体を育成・支援するため、土地利用型農業による発展を図ろうとする意欲的な農業者に対しては、農業委員や農地利用最適化推進委員等による掘り起こし活動を強化して、農用地の出し手と受け手に係る情報の一元的把握の下に両者を適切に結びつけて賃借権等の設定を進めるとともに、農作業受託による実質的な作業単位の拡大を促進し、これらが一体となった実質的な経営規模の拡大に資するように努める。

これらの農用地の権利移動に関しては、集団的土地利用推進のための土地利用調整を展開して、集団化・集約化した条件で担い手に農用地の利用の集積がされるよう努める。

土地利用型農業が主である集落で、効率的かつ安定的な農業経営体の育成及び当該農業経営体への農用地の利用の集積が遅れている場合には、地域での話し合いと合意形成を促進するため、農用地利用改善団体の設立を目指す。

なお、農用地利用改善団体の設立にあたっては、地域での話し合いを進めるため、認定農業者の経営改善に資するよう団体の構成員間の役割分担を明確化しつつ、認定農業者の育成、集落営農の組織化・法人化等地域の实情に即した経営体の育成及び農用地の利用の集積の方向性を具体的に明らかにするよう指導を行う。特に、認定農業者等担い手の不足が見込まれる地域においては、集落を単位とした集落営農の組織化・法人化に向け、必要な指導・助言を行う。

集約的農業経営の展開を図るため、農業協同組合、農林振興センター等と相互連携の下、野菜の作型・品種の改善による高収益化や新規作目の導入を推進する。

生産組織は効率的な生産単位を形成する上で重要な位置付けを占めるものであると同時に、農地所有適格法人（農地法（昭和27年法律第229号）第2第3項に規定する農地所有適格法人をいう。以下同じ。）等の組織経営体への経営発展母体として重要な位置付けをもっている。このため、オペレーターの育成・受委託の促進等を行うことにより、地域及び営農の実態等に応じ、生産組織の育成又は法人形態への誘導を図る。

さらに、農業生産の重要な担い手である女性農業者については、農業経営改善計

画の共同申請等の推進、集落営農の組織化・法人化にあたっての話し合いの場への参加、地域農業への参加・協力を促進する。

農業経営改善計画の認定制度については、本制度を望ましい経営体の育成・支援施策の中心に位置づけ、農業委員会の支援による農用地の集積等を認定農業者に集中的かつ重点的に実施されるよう努めるとともに、本市が主体となって関係機関・関係団体にも協力を求めつつ本制度の積極的な活用を図るものとする。

地域的な広がりを対象とした県営ほ場整備事業や農地耕作条件改善事業の実施にあたっては、当該実施地区において経営を展開している認定農業者にも十分配慮し、事業の実施が農業者の経営発展に資するよう、事業計画の策定時から十分な検討を行う。

5 担い手育成部会において、認定農業者又は今後認定を受けようとする農業者、生産組織等を対象に、経営診断の実施、先進的技術の導入等を含む生産方式や経営管理の合理化等の経営改善方策の提示等の重点的指導及び研修会等を開催する。

6 新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する目標

(1) 新規就農者の現状

本市の新規就農者は毎年1～2人程度の状況であり、将来にわたって本市農業の持続的な発展を目指す上で、地域農業の担い手を安定的かつ計画的に確保していく必要がある。

(2) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に関する目標

(1)に掲げる状況を踏まえ、本市は青年層に農業を職業として選択してもらえよう、将来（農業経営開始から5年後）の農業経営の発展の目標を明らかにし、新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保を図っていくものとする。

ア 育成・確保すべき人数の目標

埼玉県農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針に掲げられた「新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保目標330人」を踏まえ、本市においては年間1人の青年等の確保を目標とする。

イ 新たに農業経営を営もうとする青年等の農業所得・労働時間に関する目標

本市及び周辺市町その他産業従事者や優良な農業経営の事例を踏まえ農業経営開始からの5年後には農業で生計が成り立つ年間農業所得（3に示す効率的かつ安定的な農業経営の目標の5割程度の農業所得、米生産を主体とする水田農家の場合は主たる農業従事者1人あたり180万円程度、それ以外の場合は1人あたりの年間農業所得250万円程度）及び年間労働時間（主たる農業従事者1人あたり1800時間程度）の水準を目標とする。

(3) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に向けた本市の取組

(2)に掲げるような新たに農業経営を営もうとする青年等を育成・確保していくためには、就農相談から就農・経営定着の段階まできめ細やかに支援していくことが重要である。このため、就農希望者に対して、農業委員会、農林振興セン

ター、農業協同組合、農地中間管理機構、指導農業士等と連携し、農用地確保のサポートや農業経営に必要な栽培技術習得に向けた支援を行うことにより、地域の担い手へと育成し、将来的には認定農業者へと誘導していく。また、就職・就農の受け皿となる農業法人の育成を推進する。

第2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標

第1に示したような目標を可能とする効率的かつ安定的な農業経営の指標として、現に本市及び周辺市町で展開している優良事例を踏まえ、主要な経営類型に示すと次のとおりである。

[個別経営体]
(農業経営の指標)

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
No. 1 主穀単一 経営 基幹的農業 従事者 2人	[経営規模] 水田 13ha [作付面積等] 水稻 10ha 小麦 8 ha 作業受託 5 ha	[資本装備] 作業場 1棟 100 m ² トラクター2台 (50ps・30ps) ドリルシーダー1台 (6条) 田植機1台 (5条) コンバイン2台 (4条・6条) トラック1台 (2t) 温湯消毒器1台 [その他] ・作業受託の実施 ・基盤整備された 30aの汎用区画水 田 ・米麦二毛作体系 ・乾燥調整出荷には カントリーエレベ ーターを利用 ・農業経営基盤強化 促進事業による土 地の集積・集約化 ・地力増進用の緑肥 作物の導入	・複式簿記記帳の実 施による経営と 家計との分離 ・青色申告の実施 ・労災保険の加入 ・生育診断、経営管 理、ほ場管理等に パソコンを活用 ・直売の強化と系統 出荷の2本立て を基本に多様な 販売を実施 ・ブロックローテー ション方式による 水田利用率の拡大	・家族経営協定の締 結に基づく給料 制、休日制の導入 ・農繁期における臨 時雇用者の確保 による過重労働 の防止 ・地域人材の活用

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
<p>No. 2 露地野菜 経営</p> <p>基幹的農業 従事者 2人</p>	<p>[経営規模] 畑 2ha</p> <p>[作付面積等] こかぶ 200a ほうれん草 100a</p>	<p>[資本装備] 作業場 1棟 100 m² トラクター2台 (26ps・22ps) 予冷库 1基 畑地かんがい施設 シーダーマルチヤー 堆肥盤 100 m² トラック 1台</p> <p>[その他] ・収穫調整作業等の 機械化 ・地力増進用の緑肥 作物の導入 ・畑地かんがい施設 の活用</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・複式簿記記帳の実 施による経営と 家計との分離 ・青色申告の実施 ・労災保険の加入 ・市況予測、経営管 理等にパソコン を活用 	<ul style="list-style-type: none"> ・家族経営協定の締 結に基づく給料 制、休日制の導入 ・雇用労働力による 作業の分業化 ・安定的周年雇用の 確保による過重 労働の防止 ・地域人材の活用

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
No. 3 露地野菜 複合経営 基幹的農業 従事者 2人	[経営規模] 水田 4ha 畑 1ha [作付面積等] 水稻 350a こかぶ 150a ほうれん草 50a	[資本装備] 作業場 100 m ² トラクター1台 (30ps) コンバイン4条1台 田植機1台 トラック1台 堆肥場 100 m ² シーダーマルチヤー 畑地かんがい施設 予冷庫1基 温湯消毒器1台 [その他] ・水田栽培用機械の 共同利用 ・地力増進用の緑肥 作物の導入	<ul style="list-style-type: none"> ・複式簿記記帳の実施による経営と家計との分離 ・青色申告の実施 ・労災保険の加入 ・生育診断、経営管理、ほ場管理等にパソコンを活用 	<ul style="list-style-type: none"> ・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入 ・農繁期における臨時雇用者の確保による過重労働の防止 ・安定的周年雇用の確保による過重労働の防止 ・地域人材の活用

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
No. 4 施設トマト・きゅうり（直売） 基幹的農業従事者 2人	[経営規模] アクリル温室 2,000 m ² [作付面積等] 促成トマト 2,000 m ² 抑制トマト 2,000 m ² 半促成きゅうり 2,000 m ²	[資本装備] アクリル温室 1,000 m ² 2棟 作業所兼車 100 m ² 1棟 トラクター1台 (25ps) 乗用管理機 1台 トラック 1台 [その他] ・直売所、量販店直売コーナーを利用した消費直結型経営 ・周年出荷のトマトに季節感を生かした多品目の露地野菜を組み合わせ、一年中足が向く直売を実施 ・畑地かんがい施設の活用	・複式簿記記帳の実施による経営と家計との分離 ・青色申告の実施 ・労災保険の加入 ・市況予測、経営管理等にパソコンを活用	・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入 ・雇用労働力による作業の分業化 ・安定的周年雇用の確保による過重労働の防止 ・地域人材の活用

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
No. 5 施設いちご 複合経営 基幹的農業 従事者 2人	[経営規模] 低コスト対候性ハウス 3,000 m ² 水田 2ha [作付面積等] 促成いちご 2,000 m ² 高設栽培いちご（摘み取り体験用） 1,000 m ² いちご苗生産 40,000 株 水稲 2 ha	[資本装備] 低コスト対候性ハウス 3,000 m ² 1 棟 高設栽培装置 1,000 m ² 1 台 作業場兼直売所 30 m ² 1 棟 駐車場 100 m ² 育苗ハウス 1,000 m ² 1 棟 トラクター1 台 (30ps) コンバイン1 台 田植機 1 台 トラック 1 台 [その他] ・暗渠、パイプライン等の基盤が整備された水田を利用 ・いちごの高設栽培による収穫体験の実施 ・いちごの育苗は空中採苗方式とし、栽培ハウスは大型低コスト対候性ハウスを利用 ・コンバイン等の大型機械は共同利用	・複式簿記記帳の実施による経営と家計との分離 ・青色申告の実施 ・労災保険の加入 ・生育診断、経営管理、ほ場管理等にパソコンを活用 ・いちごは空中採苗により苗増殖の効率化と作業環境の改善を実施 ・ハサップ方式を取り入れた生産管理 ・いちごは市場出荷のほか直売や摘み取りを行い、消費者の意見を取り入れた生産を実施 ・水稲は直売による消費者に直結した多様な販売を実施	・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入 ・農繁期における臨時雇用者の確保による過重労働の防止 ・安定的周年雇用の確保による過重労働の防止 ・地域人材の活用

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
No. 6 鉢物・苗物 経営 基幹的農業 従事者 2人	[経営規模] ガラス温室 1,500 m ² ビニールハウス 1,500 m ² [作付面積等] 鉢物（シクラ メン、キク等） 3,000 m ² 苗物（パンジ ー、ゼラニ ム等） 5,000 m ²	[資本装備] 作業場 100 m ² ガラス温室 1500 m ² ビニールハウス 1,500 m ² トラクター1台 (22ps) 温風暖房装置 1台 用土混合機 1台 パソコン 1台 ファクシミリ 1台 [その他] ・複合環境制御装置 の導入 ・底面給水栽培の実 施	<ul style="list-style-type: none"> ・複式簿記記帳の実 施による経営と 家計との分離 ・青色申告の実施 ・労災保険の加入 ・販売管理、経営診 断、顧客サービス 等にパソコンを 活用 	<ul style="list-style-type: none"> ・家族経営協定の 締結に基づく給 料制、休日制の 導入 ・雇用労働の確保 による過重労働 の防止 ・安定的周年雇用 の確保による過 重労働の防止 ・地域人材の活用

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
No. 7 施設きゅうり経営 基幹的農業従事者 2人	[経営規模] ガラス温室 3,000 m ² [作付面積等] 促成きゅうり 3,000 m ² 抑制きゅうり 3,000 m ²	[資本装備] 作業場 1棟 60 m ² ガラス温室 3,000 m ² 水耕装置 100 m ² 自動カーテン装置 トラクター トラック 温風暖房機 [その他] ・複合環境制御装置の導入 ・施肥灌水装置の導入 ・集出荷場の共同利用 ・接ぎ木作業の機械化	<ul style="list-style-type: none"> ・複式簿記記帳の実施による経営と家計との分離 ・青色申告の実施 ・市況予測、販売、労務、経営管理等にパソコンを活用 ・労災保険の加入 	<ul style="list-style-type: none"> ・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入 ・農繁期における臨時雇用者の確保による過重労働の防止 ・地域人材の活用

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
<p>No. 8 梨単一</p> <p>基幹的農業 従事者 2人</p>	<p>[経営規模] 30 a</p> <p>[作付面積等] 幸水 20 a 豊水 8 a 彩玉 2 a</p>	<p>[資本装備] スピードスプレー ヤー チッパー 選果機 トラクター 運搬機 管理機 多目的防災網 トラック</p> <p>[その他] ・優良品種の導入 ・老木の改植の推進 ・栽培技術の情報収集 ・土壌分析による効果的な施肥</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・複式簿記記帳の実施による経営と家計との分離 ・青色申告の実施 ・市況予測、販売、労務、経営管理等にパソコンを活用 ・労災保険の加入 ・人工授粉や収穫等の労力が集中する時期の援農ボランティアや臨時雇用者の活用による経営 ・多目的防災網等の完備による安定経営 	<ul style="list-style-type: none"> ・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入 ・農繁期における臨時雇用者の確保による過重労働の防止 ・地域人材の活用

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
No. 9 酪農経営 基幹的農業 従事者 2人	[経営規模] 経産牛 35 頭 育成牛 10 頭 飼料作付地 5ha [作付面積等] 乳用牛 45 頭 飼料作物 イタリアンライグ ラス 5ha トウモロコシ 2.5ha ソルガム 2.5ha	[資本装備] 牛舎 660 m ² 自動給餌機 トラクター1台 (50ps) ロールベラー コーンハーベスタ 堆肥舎 162 m ² [その他] ・自給飼料生産基礎 団地水田 30ha 団地畑 1ha ・飼料作大型機械の 共同利用 ・受精卵移植技術の 活用	<ul style="list-style-type: none"> ・複式簿記記帳の実 施による経営と 家計との分離 ・青色申告の実施 ・飼養・経営管理等 にパソコンを活 用 ・ハサップ方式を取 り入れた生産管 理 ・労災保険の加入 	<ul style="list-style-type: none"> ・家族経営協定の締 結に基づく給料 制、休日制の導入 ・安定的周年雇用の 確保による過重 労働の防止 ・地域人材の活用

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
No. 10 洋ラン 経営 基幹的農業 従事者 2名	[経営規模] アクリル温室 2,300 m ² [基幹作目] カトレア 1,150 m ² ファレノプシ ス 1,150 m ²	[資本装備] アクリル温室 2棟 2,300 m ² 多目的細霧システム 2棟 2,000 m ² 荷造り・出荷場 200 m ² トラック 2台 資材倉庫 200 m ² 暖房機・除湿機 [その他] ・複合環境制御装置 の導入 ・切花及び鉢物の周年 生産 ・電照栽培（カトレ ア） ・冷房栽培（ファレ ノプシス） ・全体の 30%を鉢物 生産、70%を切花出 荷 ・市場出荷と直売 （卸）の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・複式簿記記帳の 実施による経営 と家計との分離 ・青色申告の実施 ・販売管理、経営 診断、顧客サー ビス等にパソコ ンを活用 ・労災保険の加入 	<ul style="list-style-type: none"> ・家族経営協定の 締結に基づく給 料制、休日制の 導入 ・農繁期における 臨時雇用の確 保による過重労 働の防止 ・地域人材の活用

第3 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の基本的指標

新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の基本的指標は、第1の6(2)イに示すとおり、効率的かつ安定的な農業経営の目標の5割程度の年間農業所得、すなわち米生産を主体とする水田農家の場合は主たる農業従事者1人あたり180万円程度、それ以外の場合は主たる農業従事者1人あたり250万円程度を目標とし、主要な経営類型は第2に準ずる。

第4 第2及び第3に掲げる事項のほか、農業を担う者の確保及び育成に関する事項 1 農業を担う者の確保及び育成の考え方

本市農業の維持・発展に必要となる効率的かつ安定的な農業経営を営む者を育成するため、生産方式の高度化や経営管理の合理化に対応した高い技術を有した人材のほか、新規就農者等の次世代の農業を担う人材や中小・家族経営等の多様な経営体の確保・育成に取り組む。

このため、第1の「農業経営基盤の強化の促進に関する目標」に即し、認定農業者や認定就農者等の担い手について、経営規模や経営形態の別に関係なく育成し、主体性と創意工夫を発揮した経営を展開することができるよう、各種支援制度を活用するとともに、農業経営・就農支援センター、農林振興センター、農業協同組合等と連携して研修・指導や相談対応等、重点的な支援を行う。

なお、新たに農業経営を営もうとする青年等の就農を促進するため、これらの青年等に対する就農情報の提供、農用地・農業用機械の取得や生活支援等の受入体制の整備、先進的な法人経営等での実践的研修の実施、青年等就農計画の認定・フォローアップ、認定就農者向けの支援策の積極的な活用の推進、認定農業者への移行に向けた経営発展のための支援等を行う。

さらに、農業従事者の安定確保を図るため、農業従事の態様等の改善、家族経営協定の締結による就業条件の整備、高齢者及び非農家等の労働力や繁閑期の異なる産地間の労働力の活用等に取り組む。

加えて、本市農業の将来を担う幅広い人材の確保に向け、職業としての農業の魅力等を発信するとともに、雇用されて農業に従事する者、定年退職後に農業に従事する者、他の仕事ともに農業に従事する者等の農業生産に関わる多様な人材に対して、地域に定着し活躍できるよう必要な情報の提供、受入体制の整備、研修の実施、交流会の実施等の支援を行う。

2 本市が主体的に行う取組

新たに農業経営を営もうとする青年等や農業を担う多様な人材の確保に向けて、農業経営・就農支援センター、農林振興センター、農業協同組合等の関係機関と連携して、就農等希望者に対する情報提供、農業技術・農業経営に要する知識習得に

向けた研修の実施、各種研修の参加のあっせん、他の農家等との交流の場の提供、研修農場の整備、農用地等のあっせん・確保、資金調達のサポート等を行う。

また、新たに農業経営を始めようとする青年等が青年等就農計画を作成し、青年等就農資金、経営体育成支援事業等の国による支援策や県による新規就農関連の支援策を効果的に活用しながら、確実な定着・経営発展できるよう必要となるフォローアップを行うとともに、青年等就農計画の達成が見込まれる者に対しては、引き続き農業経営改善計画の策定を促し、認定農業者へと誘導する。

3 関係機関との連携・役割分担の考え方

本市は、農林振興センター、農業協同組合、農地中間管理機構、農業委員会等の関係機関及び指導農業士等と連携しつつ、就農等希望者への情報提供や相談対応、研修の実施、農用地や農業用機械等のあっせん・確保、就農後の定着に向けたサポート等を以下の役割分担により実施する。

- ①農林振興センター、農業協同組合、農地中間管理機構、農業委員会等の関係機関は、新たに農業経営を開始しようとする者に対して、農用地等に関する相談対応、農用地等に関する情報の提供、農用地等の紹介・あっせん等を行う。
- ②指導農業士、認定農業者、個々の集落は、農業を担う者を受け入れるための地域の雰囲気づくりやコミュニティづくりを行う。

4 就農等希望者のマッチング及び農業を担う者の確保・育成のための情報収集・相互提供

本市は、農業協同組合等の関係機関と連携して、区域内における作付け品目毎の就農受入体制、研修内容、就農後の農業経営・収入・生活のイメージ等、就農等希望者が必要とする情報を収集・整理し、農林振興センター及び農業経営・就農支援センターに情報提供する。

また、農業を担う者の確保のため、農業協同組合等の関係機関と連携して、経営の移譲を希望する農業者の情報を積極的に把握するよう努め、後継者がいない場合は、農林振興センター及び農業経営・就農支援センター等の関係機関に情報提供する。さらに、新たに農業経営を開始しようとする者が円滑に移譲を受けられるよう農業経営・就農支援センター、農地中間管理機構、農業委員会等の関係機関と連携して、円滑な継承に向けて必要なサポートを行う。

第5 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項

- 1 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標
上記第2に掲げる農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標を将来の地域における農用地の利用に占める面積のシェアの目標として示すと、概ね次に掲げる程度である。

なお、農用地の利用の集積にあたっては、より効率的かつ安定的な営農を可能にするため、農地中間管理事業、農地中間管理機構が行う特例事業等を活用し面的集積の割合が高まるように努めるものとする。

効率的かつ安定的な農業経営が地域の農用地の利用に占める面積のシェアの目標	備 考
56%	

(注) 1 「効率的かつ安定的な農業経営が地域の農用地の利用に占める面積のシェアの目標」は、個別経営体等の地域における農用地利用（基幹的農作業（水稻については耕起・代かき、田植え及び収穫・脱穀、麦及び大豆にあつては耕起・整地、播種及び収穫、その他の作目については、これらに準ずる農作業）を3作業以上実施している収穫物についての販売名義を有し、販売収入の処分権を有する農作業受託の面積を含む。）面積のシェアの目標である。

2 目標年次は概ね10年先とする。

2 その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項

(1) 農用地の利用状況及び営農活動の実態等の現状

東部地域と南部地域においては、水稻を主体とする土地利用型農業が盛んであり、認定農業者等への農用地の利用の集積が進んできているが、経営農地は比較的分散傾向にあり、担い手への規模拡大が停滞している。また、農業従事者の高齢化、後継者不足等により遊休農地が増加の傾向にある。

(2) 今後の農用地利用等の見通し及び将来の農用地利用のビジョン

今後は更に農業従事者の高齢化が進み、優良農地の保全・確保が難しくなるとともに、担い手が受けきれない農用地が出てくることが予想される。このことから担い手の育成及びそれらの者への農用地の利用の集積を推進するための地域の特性に即した生産基盤の整備等、効率的かつ安定的な農業経営ができるよう、事業を展開していく。

また、地域計画の実現に向けて、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の集約化を進めるため、担い手間の調整、県営ほ場整備事業及び農地耕作条件改善事業の実施等により、農地中間管理事業を軸としながら、農業委員会、農地中間管理機構、農業協同組合、土地改良区等と一体となって農用地の利用調整に取り組み、分散錯圃の状況を解消し、担い手の農用地の連坦化や団地面積の増加を図るよう努めるとともに担い手への農用地の集積を加速する。

なお、担い手不足の地域では、地域全体で農用地の確保・有効利用を図るため、中小・家族経営等の地域社会の維持に重要な役割を果たしている経営体を含め、新規就農の促進等を図るよう努める。

(3) 関係団体等との連携体制

本市は、地域計画の実現に資するため、関係各課、農業委員会、土地改良区、農地中間管理機構等の関係機関との連携の下、農用地情報の共有化を進めるとともに、地域における話し合いの中で十分な調整を行う。

第6 農業経営基盤強化促進事業に関する事項

埼玉県農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針の第6の「農業経営基盤強化促進事業の実施に関する基本的な事項」に定められた方向に即しつつ、本市の地域特性、具体的には多様な農業経営の展開、副業化の進行等の特性を十分に踏まえて、以下の方針に沿って農業経営基盤強化促進事業を積極的に取り組む。

水田地帯のうち、県営ほ場整備事業や農地耕作条件改善事業の実施地区及びそれらの地区と一体的な地区並びに地域計画の区域については農地中間管理事業等を重点的に実施する。

なお、畑作地帯においては、農用地利用改善事業を推進し、農用地利用改善団体の活動を活発化することで、担い手不足等で増加の傾向にある遊休農地の解消に努める。

農業経営基盤強化促進事業として次に掲げる事業を行う。

- ①法第18条第1項の協議の場の設置の方法、法第19条第1項に規定する地域計画の区域の基準その他法第4条第3項第1号に掲げる事業
- ②農地中間管理事業及び農地中間管理機構が行う特例事業
- ③農用地利用改善事業の実施を促進する事業
- ④農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う農作業の実施を促進する事業
- ⑤その他農業経営基盤の強化を促進するために必要な事業

1 法第18条第1項の協議の場の設置の方法、法第19条第1項に規定する地域計画の区域の基準その他法第4条第3項第1号に掲げる事業に関する事項

(1) 法第18条第1項の協議の場の設置の方法

①協議の場の開催時期

幅広い農業者の参画を図るため、協議の場を設置する区域ごとに、適切な時期を判断して開催時期を設定する。

②開催に係る情報提供の方法

開催に当たっては、本市の公報への掲載やインターネットの利用等に加え、他の農業関係の集まりを積極的に活用し、周知を図る。

③参加者

農業者、市、農業委員、農地利用最適化推進委員、農業協同組合、農地中間管理機構、土地改良区、農林振興センター、その他の関係者とする。

④協議すべき事項

協議の場において、地域の中心となる農用地の出し手及び受け手の意向が反映されるように調整を行う。

⑤相談窓口の設置

協議の場の参加者等から協議事項に係る問合せへの対応を行うための相談窓口を市農政担当課に設置する。

(2) 法第19条第1項に規定する地域計画の区域の基準

地域計画の区域は、これまで人・農地プランの実質化が行われている区域を基に、農業振興地域内の農業上の利用が行われる農用地等について定めるものとする。ただし、様々な努力を払ってもなお、農業上の利用が見込めず、農用地として維持することが困難な農用地については、粗放的な利用等も検討し、農用地の保全等を図る。

(3) その他法第4条第3項第1号に掲げる事業

本市は、農林振興センター、農業委員会、農地中間管理機構、農業協同組合、土地改良区等の関係団体と連携しつつ、地域計画の策定・変更に係る協議の場の設置から地域計画の公表に至るまでの進捗管理と、当該地域計画に基づく利用権の設定等の確認を行う。

2 農地中間管理事業及び農地中間管理機構が行う特例事業に関する事項

(1) 本市は、地域計画の達成に資するよう、県下一円を区域として農地中間管理事業を行う農地中間管理機構との連携の下に普及啓発活動等を行うことによって、同機構が行う事業の実施の促進を図る。

(2) 市、農業委員会及び農業協同組合は、農地中間管理機構が行う中間保有・再配分機能を生かした農地中間管理事業及び農地中間管理機構が行う特例事業を促進するため、農地中間管理機構に対し、情報提供及び事業の協力を行うものとする。

3 農用地利用改善事業の実施を促進する事業に関する事項

(1) 農用地利用改善事業の実施の促進

本市は、地域の関係農業者等が農用地の有効利用及び農業経営の改善のために行う自主的努力を助長するため、当該農業者等の組織する団体による農用地利用改善事業の実施を促進する。

(2) 区域の基準

農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準は、土地の自然的条件、農用地の保有及び利用の状況、農作業の実施の状況、農業経営活動の領域等の観点から農用地利用改善事業を行うことが適当であると認められる区域（1～数集落）とするものとする。ただし、特別な事情により集落を単位とした区域を実施区域とすることが困難である場合にあっては、農用地の効率的かつ総合的な利用に支障をきたさない場合に限り、集落の一部を除外し

た区域を実施区域とすることができるものとする。

(3) 農用地利用改善事業の内容

農用地利用改善事業の主な内容は、(2)に規定する区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための作付地の集団化、農作業の効率化その他の措置及び農用地の利用関係の改善に関する措置を推進するものとする。

(4) 農用地利用規程の内容

① 農用地利用改善事業の準則となる農用地利用規程においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

ア 農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための措置に関する基本的な事項

イ 農用地利用改善事業の実施区域

ウ 作付地の集団化その他農作物の栽培の改善に関する事項

エ 認定農業者とその他構成員との役割分担その他農作業の効率化に関する事項

オ 認定農業者に対する農用地の利用の集積の目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項

カ その他必要な事項

② 農用地利用規程においては、①に掲げるすべての事項についての実行方策を明らかにするものとする。

(5) 農用地利用規程の認定

① (2)に規定する区域をその地区とする地域関係農業者等の組織する団体で、定款又は規約及び構成員につき法第23条第1項に規定する要件を備えるものは、認定申請書を市農政担当課に提出して、農用地利用規程について本市の認定を受けることができる。

② 本市は、申請された農用地利用規程が次に掲げる要件に該当するときは、法第23条第1項の認定をする。

ア 農用地利用規程の内容が基本構想に適合するものであること。

イ 農用地利用改善事業の実施区域が地域計画の区域内にあるときは、農用地利用規程の内容が当該地域計画の達成に資するものであること。

ウ 農用地利用規程の内容が農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切なものであること。

エ (4)の①のエに掲げる役割分担が認定農業者の農業経営の改善に資するものであること。

オ 農用地利用規程が適正に定められており、かつ、申請者が当該農用地利用規程で定めるところに従い農用地利用改善事業を実施する見込みが確実であること。

③ 本市は、②の認定をしたときは、その旨及び当該認定に係る農用地利用規程を本市の掲示場への掲示、インターネットの利用その他の適切な方法により公告する。

④ ①から③までの規定は、農用地利用規程の変更についても準用する。

(6) 特定農業法人又は特定農業団体を定める農用地利用規程の認定

① (5)の①に規定する団体は、農用地の保有及び利用の現況及び将来の見通し等により農用地利用改善事業が円滑に実施されないと認めるときは、当該団体の地区内の農用地の相当部分について農業上の利用を行う効率的かつ安定的な農業経営を営む者を育成するという観点から、当該団体の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等を受けて農用地の利用の集積を行う特定農業法人又は当該団体の構成員からその所有する農用地について農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う特定農業団体を、当該特定農業法人又は特定農業団体の同意を得て、農用地利用規程において定めることができる。

② ①の規定により定める農用地利用規程においては、(4)の①に掲げる事項のほか、次の事項を定めるものとする。

ア 特定農業法人又は特定農業団体の名称及び住所

イ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用の集積の目標

ウ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地についての利用権の設定等に関する事項

エ 農地中間管理事業の利用に関する事項

③ 本市は、②に規定する事項が定められている農用地利用規程について(5)の①の認定の申請があった場合において、農用地利用規程の内容が(5)の②に掲げる要件のほか、次に掲げる要件に該当するときは、(5)の①の認定をする。

ア ②のイに掲げる目標が(2)に規定する実施区域内の農用地の相当部分について利用の集積をするものであること。

イ 申請者の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等を行いたい旨の申出があった場合に、特定農業法人が当該申出に係る農用地について利用権の設定等を受けること、又は特定農業団体が当該申出に係る農用地について農作業の委託を受けることが確実であると認められること。

④ ②で規定する事項が定められている農用地利用規程（以下「特定農用地利用規程」という。）で定められた特定農業法人は認定農業者と、特定農用地利用規程は農業経営改善計画とみなす。

(7) 農用地利用改善団体の勧奨等

① (5)の②の認定を受けた団体（以下「認定団体」という。）は、当該認定団体が行う農用地利用改善事業の実施区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため特に必要があると認められるときは、その農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地について、当該農用地の所有者（所有者以外に権原に基づき使用及び収益をする者がある場合には、その者）である当該認定団体の構成員に対し、認定農業者（特定農用地利用規程で定めるところに従い、農用地利用改善事業を行う認定団体にあつては、当該特定農用地利用規程で定められた特定農業団体を含む。）に利用権の設定等を行うよう勧奨することができる。

② ①の勧奨は、農用地利用規程に基づき実施するものとする。

③ 特定農用地利用規程で定められた特定農業法人及び特定農業団体は、当該特定農用地利用規程で定められた農用地利用改善事業の実施区域内にその農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地がある場合には、当該農用地について利用権の設定等を受け、当該区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るよう努めるものとする。

(8) 農用地利用改善事業の指導、援助

① 本市は、認定団体が農用地利用改善事業を円滑に実施できるよう必要な指導、援助に努める。

② 本市は、(5)の①に規定する団体又は当該団体になろうとする者が、農用地利用改善事業の実施に関し、農林振興センター、農業委員会、農業協同組合、農地中間管理機構等の指導・助言を求めてきたときは、担い手育成部会との連携を図りつつ、これらの機関・団体が一体となって総合的・重点的な支援・協力が行われるように努める。

4 農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う農作業の実施を促進する事業に関する事項

(1) 農作業の受委託の促進

本市は、次に掲げる事項を重点的に推進し、農作業の受委託を組織的に促進する上で必要な条件の整備を図る。

ア 農業協同組合その他農業に関する団体による農作業受委託のあっせんの促進

イ 効率的な農作業の受託事業を行う生産組織又は農家群の育成

ウ 農作業、農業機械利用の効率化等を図るため農作業の受託の促進の必要性についての普及啓発

エ 農用地利用改善事業を通じた農作業の効率化のための措置と農作業の受委託の組織的な促進措置との連携の強化

オ 地域及び作業ごとの事情に応じた部分農作業受委託から全面農作業受委託への変更及び利用権の設定への移行の促進

カ 農作業の受託に伴う労賃、機械の償却等の観点からみた適正な農作業受託料金の基準の設定

(2) 農業委員会、農地中間管理機構及び農業協同組合による農作業の受委託のあっせん、農業協同組合自らが委託を受けて農作業を行う取組等

農業協同組合は、農業機械銀行方式の活用、農作業の受委託のあっせん窓口の開設等を通じて農作業の受託又は委託を行おうとする者から申出のあった場合は、農作業の受委託についてあっせんに努めるとともに、農作業の受託を行う農業者の組織化の推進、共同利用機械施設の整備等による農作業の受委託の促進に努めるものとする。

また、担い手が受けきれない農用地について適切に管理し、将来的に担い手に引き継ぐことが重要であるため、農業委員会、農地中間管理機構及び農業協同組

合と連携して、農業支援サービス事業者による農作業受託料金の情報提供の推進、農作業受託事業を実施する生産組織の育成、地域計画の策定に向けた協議における農作業の受委託の活用の周知等を行うことにより、農作業の受委託を促進するための環境の整備を図る。

5 その他農業経営基盤の強化を促進するために必要な事業に関する事項

(1) 農業経営基盤の強化を促進するために必要なその他の関連施策との連携

本市は、1 から 6 までに掲げた事項の推進にあたっては、農業経営基盤の強化の促進に必要な以下の関連施策との連携に配慮するものとする。

ア 県営ほ場整備事業による農業生産基盤整備を通じて水田の大区画化、農地耕作条件改善事業の実施によるきめ細かな耕作条件の改善を進めるとともに、カントリーエレベーター・野菜集出荷施設等の利用を促進し、高性能機械化センター等の農業近代化施設の導入を推進し、効率的かつ安定的な農業経営を目指す者が経営発展を図っていく上での条件整備を図る。

イ 各種事業等の実施によって農村の活性化を図り、農村の健全な発展によって望ましい農業経営の育成に資するよう努める。

ウ 水田収益力強化ビジョンの実現に向けた積極的な取組によって、水稻を中心にした輪作体系の望ましい経営の育成を図るよう努める。

特に、農業協同組合、農用地利用改善団体等により、地域の土地利用の見直しを通じて農用地利用の集積・集約化による効率的作業単位の形成等望ましい経営の営農展開に資するよう努める。

エ その他の地域の農業の振興に関するその他の施策を行うにあたっては、農業経営基盤強化の円滑な促進に資することとなるように配慮するものとする。

(2) 推進体制等

① 事業推進体制等

本市は、農業委員会、農地中間管理機構、農業協同組合、土地改良区、農林振興センター、農用地利用改善団体その他の関係団体と連携しつつ、農業経営基盤強化の促進方策について検討するとともに、今後 10 年にわたり、第 1、第 3 で掲げた目標や第 2 の指標で示される効率的かつ安定的な経営の育成に資するための実現方策等について各関係機関・団体別の行動計画を樹立する。

また、このような長期行動計画と併せて、年度別活動計画において当面行うべき対応を各関係機関・団体別に明確化し、関係者が一体となって合意の下に効率的かつ安定的な経営の育成及びこれらへの農用地利用の集積を協力で推進する。

② 農業委員会等の協力

農業委員会、農業協同組合、土地改良区その他の関係団体は、農業経営基盤強化の円滑な実施に資することとなるよう、担い手育成部会のもとで相互に連携を図りながら協力するように努めるものとし、市はこのような協力の推進に配慮する。

第7 その他

この基本構想に定めるもののほか、農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項については、別に定めるものとする。

附 則

1. この基本構想は、平成 7 年 3 月 29 日から施行する。
この基本構想は、平成 9 年 10 月 16 日一部改正する。
この基本構想は、平成 12 年 3 月 17 日一部改正する。
この基本構想は、平成 18 年 8 月 31 日一部改正する。
この基本構想は、平成 22 年 6 月 10 日一部改正する。
この基本構想は、平成 26 年 9 月 30 日一部改正する。
この基本構想は、令和 4 年 3 月 10 日一部改正する。
この基本構想は、令和 5 年 9 月 7 日一部改正する。なお、改正前の利用権設定等促進事業については、令和 7 年 3 月 31 日（その日までに地域計画が定められ、及び公告されたときは、当該地域計画の区域については、その公告の日の前日）までの間、なお従前の例により、新たに農用地利用集積計画を定め、及び公告することができる。